

## 確 認 書

(以下「甲」という)と特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会(以下「乙」という)は、横浜市重度障害者福祉タクシー利用券(以下「利用券」という)の換金に関する業務の取扱について、次のとおり確認する。

### 1. 趣旨

本取扱の制度は、甲を乙の会員とするものではなく、準会員のな者として業務の一部を代行するものである。

### 2. 乙が代行する業務の範囲

乙が代行する業務は、甲の提出する利用券の換金に関する業務とする。

### 3. 請求手続き

- (1) 甲は、「横浜市重度障害者福祉タクシー利用券について」に従い正しく利用券を取り扱い、利用券は翌月5日までにとりまとめ乙に「横浜市重度障害者福祉タクシー利用券 換金依頼書兼受領書」(以下、換金依頼書という)を添えて提出するものとする。
- (2) 乙は、提出期限について不可避の理由があり、甲が事前に横浜市担当部局より了承を得た場合を除き、期日を過ぎた換金代行は一切受け付けつけることができない。
- (3) 甲は、換金依頼書の記載内容に変更があった場合及び運輸支局許可・認可・登録事項に変更があった場合には、速やかに届け出るものとする。

### 4. 依頼額の交付

乙は、横浜市から請求額の納入があった後、甲から提出のあった依頼額を甲に交付するものとする。

### 5. 代行業務に関する事務手数料

乙は、甲に対し本代行業務に関しての事務取扱手数料は請求しない。

ただし、甲の希望または甲の都合により発生した事務手数料に関してはこれに限らない。

### 6. 協議

この確認事項に関し、疑義若しくは重大な事情の変更等があった場合には、双方協議のうえ決定する。

### 7. 確認期間

この確認事項の有効期間は、確認の日から1年間とする。

ただし、期間満了1ヶ月前までに、甲乙いずれか一方からの別段の意思表示がなされないときは、その後1年間引き続きその効力を有するものとし、以後同様とする。

### 8. 確認事項の解消

- (1) この確認事項は、甲および乙が本確認書又は「横浜市重度障害者福祉タクシー利用券について」の条項に違反した場合において、この確認事項を解消することができる。
- (2) 甲および乙に以下のいずれかの事由が生じた場合には、何ら催告をすることなく直ちに本確認事項を解消することができる。
  - (1) 甲乙間の信頼関係を損なう重大な過失または背信行為があったとき
  - (2) 支払いの停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申立があったとき
  - (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
  - (4) 差押え、仮差押え、仮処分、公売処分、租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき
  - (5) 解散もしくは事業の全部または重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
  - (6) 自己または自己の役員等が、反社会的勢力(暴力団、暴力団構成員、過去に暴力団構成員であった者、その他これに関連または準ずる者をいう。以下同じ。)と認められるとき、若しくは便宜を供与するなどの関与が認められるとき、自らまたは第三者を利用して不当な要求行為、脅迫行為若しくは暴力行為又はこれに準ずる行為を行ったとき

上記確認を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲

乙 横浜市中区横浜市中区長者町 8-125  
PLATS 関内長者町 5 階  
特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会  
理事長 服 部 一 弘